

第33回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和2年8月19日（水）午後1時30分
会 場 市役所本庁舎 大会議室AB

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高野 進	2番 山田 義人	3番 岩渕善一郎
4番 高橋 良臣	5番 菅井 大輔	6番 山口 孝信
8番 佐藤 健一	9番 長谷川庄次	10番 木戸 賢治
11番 大堀美栄子	12番 酒井 健一	13番 平田 恭一
14番 大津 康男	15番 田代 宏昭	16番 穴澤 一彦
17番 湯上 重幸		

4 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第81号 会務報告について

報告第82号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第83号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第219号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第220号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第221号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第222号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第223号 現況確認証明申請について

議案第224号 農用地利用集積計画について

議案第225号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 喜一郎

次長兼農地係長 渡部 仁

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋藤 清孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主事 渡部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主査 小林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主査 渡部 智恵

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告3件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申

しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第33回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、10番 木戸賢治委員、11番 大堀美栄子委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第81号から報告第83号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第81号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第82号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔18件を朗読、説明。〕

報告第83号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第83号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出のNo.1について、4番 高橋良臣委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋良臣委員

〔報告第83号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番高橋です。ただいま説明がございました、第29条農地転用についてご報告をしたいと思います。去る8月11日午後4時20分より、山口委員、芥川推進委員、事務局渡部次長と私で被設定人〇〇〇さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。付属資料の1, 2ページをご覧いただきたいと思います。申請地は登記上田となっておりますが、現在は畑として利用、畑の一部にハウスが建てられております。このハウスを撤去し、農機具格納庫を建てたいとのことでありました。宅地に隣接しており、他の農地に及ぼす影響はないことから特に問題はないと判断をいたしてまいりました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第81号から報告第83号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第81号から報告第83号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第81号から報告第83号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第219号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

高野委員から事前にいただきました、「本件は許可後に申請通り転用を実施し、本来の目的は達成しているため農地以外の扱いになるので、変更申請は不要であると思うが、どうなのか」という質問に回答させていただきます。先ほどもご説明させていただきましたが、許可の目的は達しましたが、その時点で地目の変更はしておらず、撤去した段階で畑として登記がそのままになっておりました。実際に認められる許可につきましては、農産物の収納所だけで、それ以外に使用するというところから変更申請となっております。以上です。

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、6番 山口孝信委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口孝信委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。事務局より説明がありまして、重複するところがあ

ると思いますが、ご説明申し上げます。去る8月11日午後4時過ぎ頃、申請者の〇〇〇さん、〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん立会いの下現地調査と聞き取り調査を行いました。申請地は昭和49年に転用の申請があり、昭和50年9月から農産物収納所として使用していましたが、昭和56年より不要となったため撤去し、地目は畑のままで現在に至っております。その後、隣接地に住宅を新築することとなり、合併浄化槽からの排水路を確保する必要があるため、地下埋設し地役権を設定するとのことでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第219号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第219号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第219号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第220号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転の

No. 1、No. 2 について、17番 湯上重幸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○湯上重幸委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番湯上です。案件No. 1についてご報告いたします。8月10日午前10時半ごろ現地調査並びに聞き取り調査を行いました。ここは、耕作放棄地のような状態でしたが、調査に行ったときは一回だけ草刈りした跡がありました。なお、〇〇〇さんに電話で確認したところ今年は草刈りをして、来年度からそばを作る予定とのことで、本案件は問題ないと判断しました。続きまして、案件No. 2についてご説明申し上げます。事務局が申しあげたとおり、現在も同じ場所で耕作管理しているため、何ら問題はないと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第220号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第220号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第220号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第221号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、6番 山口孝信委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口孝信委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。去る8月11日午後4時半より、高橋委員、芥川推進委員、事務局渡部次長、〇〇〇さん本人立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は畑と田ですが、整地を行い、資材置き場及びモータープールとして貸し出しを行うそうです。整地については擁壁を施工し、土砂の流出を防ぐということです。周辺農地に支障を及ぼすことはないため、本案件は何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第221号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第221号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第221号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第222号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔権利設定2件、所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1については、4番 高橋良臣委員、No.2については、6番 山口孝信委員、所有権移転のNo.1～No.3については、4番 高橋良臣委員、No.4、No.5については、6番 山口孝信委員、No.6については、11番 大堀美栄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋良臣委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番高橋です。案件No.1についてご報告いたします。去る8月11日午後3時5分より4名で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。設定人〇〇〇さんは欠席、被設定人の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん立会いの下行いました。先ほどありましたように、付属資料7、8ページをご覧くださいと思います。転用目的は、説明がありましたが、スーパーハウスの建築及び露天駐車場、通路及び雪捨て場とするものでありますが、転用をすることによって生ずる土砂の流出防止を図るため、南西側境界に擁壁を設置するとのことでした。この申請地は、近年区画整理事業が行われた地域であり、特に農業用排水施設に支障を及ぼすものはありません。また、周辺農地に農地はありませんので、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○山口孝信委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。案件No. 2についてご説明申し上げます。去る8月11日午後4時50分頃、高橋委員、芥川推進委員、事務局渡部次長、設定人〇〇〇さん、被設定人〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。この案件は、先ほどの事業計画の変更で出ている案件ですが、申請地所有者の協力が得られ、排水路で使用する面積だけ地役権を設定するという申請です。本案件につきましては、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○高橋良臣委員

〔所有権移転のNo. 1～No. 3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番高橋です。案件No. 1についてご報告いたします。去る8月11日午後3時10分より、現地調査をしてまいりました。譲受人の〇〇〇さんは欠席、譲渡人の〇〇〇さんも同じく欠席、委任状による代理人の〇〇〇さんの立会いの下行いました。転用の目的は、住宅を建築するためであります。周辺の環境ですが、東側は水路、西側北側は塀が存在し、南側は通路であり、土砂流出の恐れはありません。また、周囲は住宅であり、農業用排水施設に支障を及ぼすことはなく、雨水については市水路に流し、汚水については汲み取りとなりますが、特に問題はないと判断いたしました。次に案件No. 2です。付属資料の13, 14ページをご覧ください。転用の目的は住宅建築、土地に盛土はしないということで土砂の流出はございません。雨水については敷地内への自然浸透、農業用排水については合併浄化槽を設置し、特に問題はありません。周辺は、南側は宅地、東側は道路となっており、日照等についても隣接地より十分に離すとのことでした。最後に案件No. 3についてですが、転用目的は貸し資材置き場とのことであります。登記上の地目は田となっておりませんが、日中線の開通により、農地が分断され休耕していた農地となります。現況は市道西側は雑木で生い茂り原野化、東側は休耕している状況にあります。農業用排水は地下水を利用しており、土地改良区地区外となっております。隣接する水路に土砂が流出しないよう、境界面は十分に締固めを行うとのことでした。資材置き場のため取水計画はありませんし、雨水等は地下浸透させる

とのことで特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○山口孝信委員

〔所有権移転のNo. 4、No. 5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。案件No. 4についてご説明申し上げます。8月11日午後4時50分頃、高橋委員、芥川推進委員、事務局渡部次長、譲渡人○○○さん、譲受人○○○さん、行政書士の○○○さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。土地を取得し、住宅を建築する案件です。造成については、整地のみとしますが、隣接地の農地等に土砂が流出しないよう対処するとのことでした。また、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。続きまして、案件No. 5についてご説明申し上げます。高橋委員、芥川推進委員、事務局渡部次長、譲受人○○○さん、譲渡人の代理人として○○○行政書士の○○○さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。○○○さんは、氷卸業・骨董・古物リサイクル・家屋解体業を営んでいるため、隣接する畑を資材置き場として使用したいとのことでした。しかし、その場所にはすでにプレハブ等が置かれておりましたので、顛末書付きの申請となりますが、周辺に耕作地はなく支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○大堀美栄子委員

〔所有権移転のNo. 6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番大堀です。去る8月7日午前9時20分頃、本庁渡部次長、支所より渡部主事、山田委員と私、譲受人○○○さん、譲渡人○○○さんと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は○○○で、周辺に農地はなく農業に支障を及ぼすことなく、土砂の流出もないことを確認してまいりました。ここは、三区画に区画割して販売をするそうです。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第222号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第222号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第222号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第223号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、4番 高橋良臣委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋良臣委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番高橋です。去る8月11日午後4時から山口委員、芥川推進委員、渡部次長、私と申請人〇〇〇さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。付属資料の23ページをご覧くださいと思います。申請地は、昭和50年頃から耕作せずに原野化したものであります。雑木も太く多くなっておりました。二筆の中央あたりに水路はありますが、水路の役目は果たしておりません。農地としての再生はできないものと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第223号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第223号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第223号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第224号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.31を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[No.31を除く案件についてを朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第224号の農用地利用集積計画のNo.31を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第224号の農用地利用集積計画のNo.31を除

く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第224号の農用地利用集積計画のNo.31を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第224号 農用地利用集積計画のNo.31の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、10番 木戸賢治委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、木戸賢治委員の退席を求めます。

(10番 木戸賢治委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[No.31の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第224号 農用地利用集積計画のNo.31の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第224号 農用地利用集積計画のNo.31の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第224号 農用地利用集積計画のNo.31の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

10番 木戸賢治委員の着席を求めます。

(10番 木戸賢治委員着席)

○議長

続きまして、「議案第 225 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」を議題といたします。

この案件は、市が農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により基本構想を定めようとするときは、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を聴くこととされております。

先に事務局より議案の朗読をさせます。

内容につきましては、提案者である喜多方市農業振興課より説明を求めます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔議案の朗読。〕

○農業振興課（小林係長）

〔基本的な構想（案）について説明。〕

○議長

それではここで、議案第225号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○高野進委員

1番高野です。農業委員会等の協力とありますが、具体的な内容を教えてください。

○農業振興課（小林係長）

農地のあっせん等は今まで通りお願いしたいと思っております。それに加えて、地域住民のサポートということで定期的な巡回をお願いします。地域のコーディネーターとして、就農相談などをサポートいただけると大変ありがたいです。

○山田義人委員

2番山田です。この事業を計画するにあたり、予算を形成するのをお聞きしたい。

○農業振興課（小林係長）

この基本構想はあくまでも法に基づいて、それぞれに役割分担を明記して記載されてあるものでございます。農業は基幹産業であり、生命産業であると市長も申しあげておりますので、国や県の政策を最大限に活用しながら、担い手育成や存続のために独自の機械購入の支援でしたり、新規就農の独自の支援も進めております。市で全てを賄おうとするのは当然厳しい面もございますが、皆様とともに進めてまいりたいと考えておりますので、予算の方も取り組んでまいりたい。

○木戸賢治委員

10番木戸です。今の山田委員の質問にも関連いたしますが、新規就農者の数字があまりにもアバウトだと思います。畜産に何人、園芸に何人、稲作に何人を育てていきたいといった具体的な目標を個別に作るべきではないでしょうか。そして、熱塩加納で昨年18畝の田んぼが利用調整ということで農業委員会に来ています。こういった数字を見ると、本気でやっていただくことを検討していただきたい。

○農業振興課（小林係長）

実際、新規就農者はここ数年で30名くらいですが、ほとんど園芸をやっています。他は跡取りとしてUターンで水稻と園芸を行うのが中心であり、コメは初期投資が大きい面もございまして、新規参入がなかなか難しいというところがあります。水田をどうするかというのは我々も一番大きな課題であるということは認識しておりますが、今ほど申し上げました通り、その問題を新規参入者だけで考えていくのは難しいものがあると考えています。そうした中では、我々も新規参入に力を入れていきますので、今いらっしゃる農家の方々に力を合わせていただき、地域一丸となってやっていただきたい。また、具体的な目標人数の設定については、もう少し検討させていただきたいと思っております。

○木戸賢治委員

喜多方市の認定農業者の平均年齢は70歳を超えておりますが、そこに集積して何年もつのでしょうか。基本的なところから考えていかないとこのままでは崩壊してしまうと思います。

○農業振興課（小林係長）

すべて担い手に集積するのではなく、集落内の兼業農家などの小さい農家等の方々にも協力いただき、皆様で様々な知恵を出していきながら、我々もいろいろと考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○大堀美栄子委員

11番大堀です。年間総労働時間等の根拠について教えてください。また、農業所得は総売り上げなのかお聞きしたい。

○農業振興課（小林係長）

労働時間については、厚生労働省の毎月の勤労統計調査の福島県の数字に基づいて定めたものであります。所得につきましては、市の家庭標準額段階別所得割に関する調査という給与所得者のデータがございまして、そちらの参照の下で年間平均所得が251万2千円ということになっております。それが賃金分ということでありまして、それに加えて厚生年金保険等の積み上げを踏まえて、今回決定をしているということでございます。なお、根拠資料等は後ほど皆様にご覧いただきまして、御理解いただければ幸いです。

○大堀美栄子委員

その数字は農家にしっかりとあてはまるのでしょうか。冬の間は働けず、夏の間は10時間以上働いていますが、きちんと合うのでしょうか。所得で年金額を引いて自分で使えるお金が270万ある農家はどこにいらっしゃるのでしょうか。サラリーマンに合わせて農家の標準を出すのは、少し違うのではないのでしょうか。

○農業振興課（小林係長）

所得を上げれる農家が増えれば、農業をやる人が増えるということで、その目標に向かって進めていきたいと思いますという制度であります。

基本的に他産業の所得を出して、それに合わせて農業の所得をチェックしようということになっています。そういう形で農業をやっていきましようという目安になっておりますので、ご理解頂ければ幸いです。

○大堀美栄子委員

市独自のそういったものを作成していただきたい。

○農業振興課（小林係長）

本市では270万という風に設定しておりますが、福島県の方では460万になっております。喜多方市の方では給与所得に水準に合わせて設定させていただいているので、我々も自治体に見合った設定をしております。ご理解をお願いいたします。

○議長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第225号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第225号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第33回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）午後3時19分